

# 福山市職員の退職管理

(2016年(平成28年)4月1日適用)

福 山 市

## 目次

1. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制	..... 2
2. 働きかけ規制の範囲	..... 3
3. 再就職情報の届出	..... 5
4. 再就職情報の公表	..... 6
5. 働きかけ規制違反に関する監視	..... 7
6. 罰則	..... 8

### ○再就職者による依頼等の規制について

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)」が2014年(平成26年)5月14日に公布(2016年(平成28年)4月1日施行)され、再就職者による依頼等が規制されるほか、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとされました。

再就職者による依頼等については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされたものです。

### ○問い合わせ先

総務局総務部人事課  
電話084-928-1009

上下水道局経営管理部上下水道総務課  
電話084-928-1501

市民病院管理部病院総務課  
電話084-941-5151

教育委員会管理部教育総務課  
電話084-928-1109

公平委員会  
電話084-928-1008

# 1. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 （地方公務員法第38条の2関係）

再就職者が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼することは禁止されています。（在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。次ページ参照。）  
（法第38条の2第1項，4項，5項，8項）

違反した場合

懲役又は罰金，過料

## 働きかけの例

- ◆再就職先企業との契約を有利にするよう要求，依頼
- ◆公になっていない情報を提供するよう要求，依頼
- ◆再就職先企業の処分を甘くするよう要求，依頼
- ◆再就職先企業の許認可を認めるよう要求，依頼 など

上記に違反する働きかけを受けた職員は、公平委員会に届け出なければなりません。（法第38条の2第7項）

## ○再就職者＝

離職後に営利企業等に再就職した元職員（一般職に属する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員、非常勤職員を除く。再任用職員・任期付職員は含む。））

## ○営利企業等＝

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

## ○執行機関の組織等＝

①執行機関の組織（当該執行機関（附属機関を含む。）の補助機関及び管理に属する機関の総体をいう。），②議会の事務局 など

## ○契約等事務＝

①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人与市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務，②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

## ○要求又は依頼＝

契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）を含む。

## 2. 働きかけ規制の範囲

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

### ①すべての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。(法第38条の2第1項)

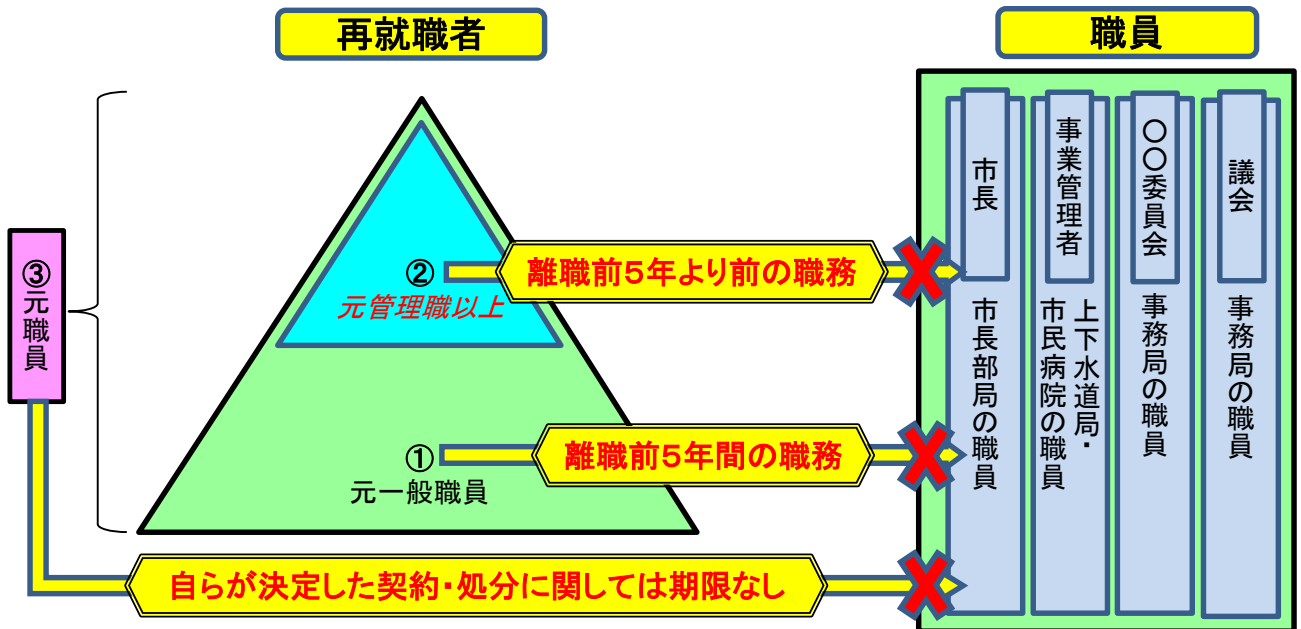
### ②離職前5年より前に**管理職**の経験がある再就職者

①に加え、離職前5年より前に**管理職**に就いていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の**管理職**の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。(法第38条の2第4項、第8項、福山市職員の退職管理に関する条例第2条)

### ③再就職者が在職中に自らが決定した**契約・処分**への働きかけ

①、②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自らが決定した(最終決裁権者となっている場合をいう。)契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、**期限の定めなく**働きかけを禁止。(法第38条の2第5項)

## 再就職者による働きかけの規制のイメージ



### ○働きかけに該当しない場合(法第38条の2第6項)

- ①試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものを行うために必要な場合
- ②行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として規則で定める場合
- ③行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
- ④地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- ⑤法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)
- ⑥再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として規則で定める場合において、規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

### 3. 再就職情報の届出 (法第38条の6, 条例第3条関係)

元職員は、再就職情報について任命権者に届け出なければいけません。

#### 届出の概要

##### ○届出の対象者

- ①管理職に就いていた元職員

##### ○届出が必要な場合

- ①営利企業以外の法人その他の団体(福山市の再任用を除く。)の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)
  - ②営利企業の地位に就いた場合
- ※日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除く。  
※届出の義務付け期間内に、届け出た内容に変更があった場合や離職した時についても届出が必要です。

##### ○届出の義務付け期間

- ①離職後2年間

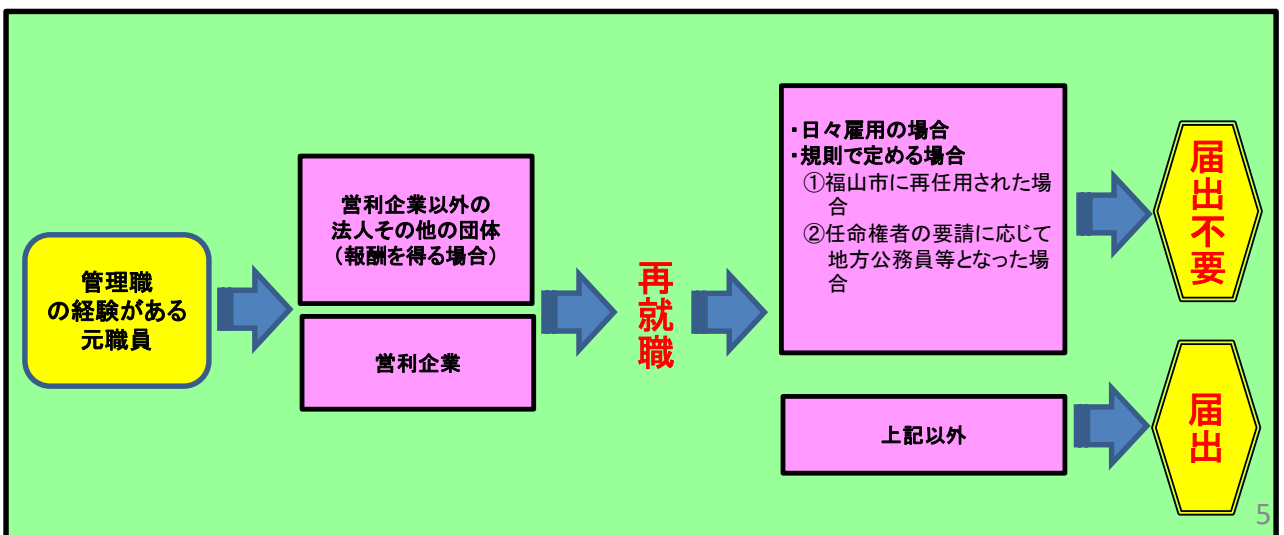
##### ○届出事項

- ①再就職日
- ②再就職先の名称
- ③再就職先の業務内容
- ④再就職先における地位 など

##### ○届出の手続き・様式

- ①規則で定める様式に従い、離職した職の任命権者に、速やかに届出

#### 再就職情報の届出イメージ



## 4. 再就職状況の公表 (法第38条の6, 条例第4条関係)

市長は、退職管理の適正を確保するため、再就職状況の公表を行うこととしています。もって元職員の再就職に関する透明性を高め、市民の信頼を確保しようとするものです。

### 公表の概要

#### ○公表の対象者

- ①管理職に就いていた元職員(条例第3条の規定により届け出た者)

#### ○公表の項目

- ①名前
- ②離職時の職
- ③離職日
- ④再就職日
- ⑤再就職先の名称
- ⑥再就職先における地位

#### ○公表の方法

- ①公表は、市ホームページへ掲載することにより行う。

## 5. 働きかけ規制違反に関する監視 (法第38条の3～第38条の5関係)

職員又は職員であった者に働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することになります。その際、公平委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することになります。

### 監視の仕組み

#### ○任命権者の公平委員会への通知・報告義務

- ①任命権者が違反行為の疑いがあると思料したとき(法第38条の3)
- ②任命権者が違反行為に関して調査を開始するとき(法第38条の4第1項)
- ③任命権者が違反行為に関して調査を終了したとき(法第38条の4第3項)

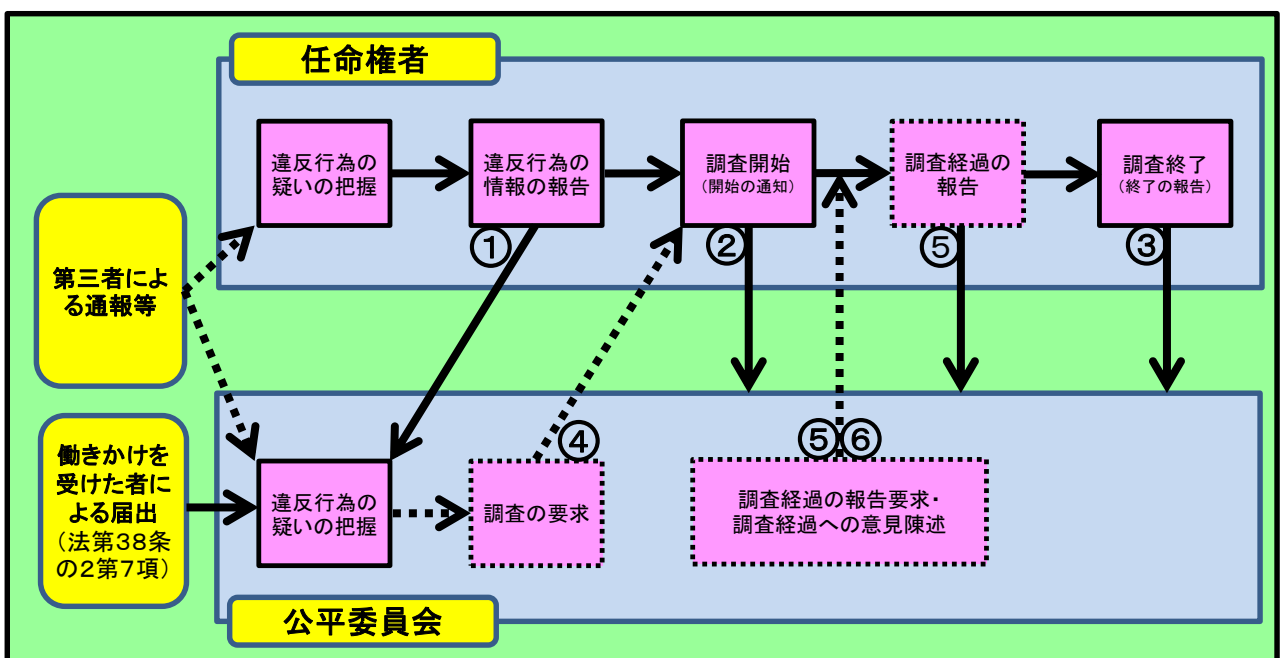
#### ○公平委員会の任命権者に対する調査要求

- ④公平委員会が違反行為があると思料するとき(法第38条の5第1項)

#### ○公平委員会の任命権者に対する調査経過の報告要求・意見陳述

- ⑤公平委員会は調査経過について報告を求められることができる(法第38条の4第2項)
- ⑥公平委員会は調査経過について意見を述べることができる(法第38条の4第2項)

### 規制違反に係る調査等イメージ



## 6. 罰則① (法第60条関係)

- 不正な行為をするように働きかけをした再就職者
- 再就職者からの働きかけに応じて不正な行為をした職員

該当した場合

懲役又は罰金

### 第60条関係

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ① 離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ② **各局長職、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長の職等**に離職した日の5年前の日より前に就いていた者であつて、離職後2年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ③ 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、当該地方公共団体と営利企業等若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体による当該営利企業等若しくはその子法人に対する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ④ **管理職**に、離職した日の5年前の日より前に就いていた者であつて、離職後2年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ⑤ ①から④までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった者



## 6. 罰則② (法第63条関係)

- 職員(又は他の職員)による不正な行為を見返りとする再就職のあつせん、求職活動を行った職員
- 職員から不正な行為について働きかけを受け、上記の事情を知りながらこれに応じて不正な行為をした職員

該当した場合

懲役

### 第63条関係

次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役(ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。)

- ① 職務上不正な行為をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の職員をその離職後に、若しくは職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- ② 職務に関し、他の職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の職員をその離職後に、若しくは職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- ③ ②の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、その要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

## 6. 罰則③ (法第64条関係)

○法第38条の2の規定に違反して職務上の行為をするように働きかけを行った再就職者

該当した場合

過料

### 第64条関係

次に該当する者は、10万円以下の過料

第38条の2第1項、第4項又は第5項の規定(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。⇒不正な行為に係るものは第60条)